

## 別紙

### 工事における現場環境改善費の積算要領

#### 1 目的

本要領は、公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

#### 2 対象となる現場環境改善費

別表及び熱中症対策・防寒対策

#### 3 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難な工事については、対象外とする。

#### 4 積算方法

##### (1) 基本的な考え方

ア 現場環境改善（率分）に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。

イ 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、現場環境改善費率で計上される額の100%を上限とする。

ウ 費用が巨額となるなど、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」又は見積り等を参考に適切に計上するものとする。

##### (2) 積算方法

ア 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め）

P<sub>i</sub>：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）

α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）

対象額：P <sub>i</sub>		現場環境改善費率：i（%）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = 392.8 \cdot P_i^{-0.3520}$
	5億円を超える場合	0.34

イ 率に計上されるものは、別表の内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。

ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、4（1）イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び4（1）ウの現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

## 5 設計変更について

条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

### （1）熱中症対策・防寒対策に係る積上げについて

#### ア 発注段階

共通特記仕様書（別表）にて施工条件として明示する。

#### イ 実施段階

施工計画書に実施内容を明示し、現場の状況を勘案した上で、詳細な対策内容、実施時期について、実施の可否も含め受発注者協議を行う。

#### ウ 変更設計

受注者から、当該対策費用の実施内容及び対策費用の支出実態が確認できる根拠資料（領収書等）が工事打合せ簿により提出された場合は、対策の妥当性を確認の上、当該費用を現場環境改善費の積上げ計上分として変更設計を行う。

### （2）積上げ計上の対象

#### ア 対象

熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備についてであり、実施された対策内容が、現場管理費率に計上される「作業員個人」への対策内容と重複がないことを確認の上、現場環境改善費の率分で計上される額の100%を上限に計上を行うものとする。

#### イ リース品の場合

当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。

#### ウ 購入品の場合

当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置については、受発注者協議の上、決定するものとする。

(3) 計上の例

ア 対象施設及び設備の例

例) 大型扇風機、遮光ネット、製氷機、ミストファン等  
塩飴、経口保水液、空調服等は作業員個人の対策ため積上げの対処外  
(現場管理費対象)

イ 計算例

現場環境改善費 (率分) (上限) ①積上げ計上上限額  
209,000円 × 100% ≒ 209,000円 (千円未満切捨)

- ・リース費用等が、①を超えている場合は、①を上限額として計上すること。
- ・リース費用等が、①を超えていない場合は、千円未満を切り捨ての上、計上すること。

【別表】

計上項目	実施する内容 (率計上分)
仮設備関係	昇降設備の充実 環境負荷の低減 ICT設備の充実 作業負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 労働者宿舎の快適化 現場休憩所の快適化 (交通誘導警備員待機室を含む) 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等
地域連携	広報活動等 (完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 見学会・イベント等の開催 (見学施設等設置・管理運営等含む) 社会貢献・地域対策費等 (地域行事等の経費含む) 現場景観向上 (美装化・デザイン看板等)